

「スポあんネット」ご利用に際しての確認事項（地方公共団体用）

インターネット加入依頼システム「スポあんネット」にてスポーツ安全保険にご加入いただくにあたり、以下の点についてご確認のうえ、必要に応じて書面によるご申請、関係部署との調整をお願いいたします。いずれも掛金の支払いに関する事項です。

① 掛金の支払方法について

掛金の払込みは原則コンビニエンスストアでの「現金払い」またはPay-easyでの払込みとなります。

上記方法での掛金支払いが可能

※可能な限り上記方法でご対応いただけるよう、関係部署とご調整ください。



新規会員登録にて取得した会員 ID をそのままご利用ください。

「銀行振込み」でないと対応不可



新規会員登録にて会員 ID の発行を受けてから、申請書（当該案内 P.4）をご提出ください。

② 支払猶予特約の適用について

年度当初の加入手続きにおける「支払猶予特約」適用の要否（当該案内 P.2）

支払猶予特約の適用は不要

保険年度開始前の支出が可能 または
初回加入が年度途中（4月1日以降）である。



新規会員登録にて取得した会員 ID をそのままご利用ください。

支払猶予特約を適用する



新規会員登録にて会員 ID の発行を受けてから、申請書（当該案内 P.4）をご提出ください。

③ 請求書について

ご請求額は加入依頼手続きにおける加入区分ごとの人数により確定するため、「スポあんネット」で加入依頼手続きを行った後に、画面上での請求書の印刷が可能です。支出の際に請求書が必要な場合には当請求書をご対応ください。

当システムで印刷可能な請求書については、請求書見本（当該案内 P.3）をご覧ください。

④ 掛金のお支払期限に関するお願い

「スポあんネット」で加入手続きを行った日から起算して10日以内に掛金をお支払いいただく必要があります。

団体における支出日が決まっている場合には、上記対応をいただけるよう会計担当部署との調整をお願いいたします。

⑤ システム利用料の予算計上のお願い

加入申込みごと（掛金のお支払いごと）に下記システム利用料がかかります。掛金とともにお支払いいただきますので、予算計上をお願いいたします。

コンビニ、Pay-easyでの払込み

掛金合計額5万円未満：140円（税込み） 掛金合計額5万円以上：360円（税込み）

銀行振込み（別途申請要）

一律44円（税込み）

「スポあんネット」からの加入手続きについてご不明な点がございましたら、下記までご照会ください。

支払猶予特約での年度当初のご加入について

地方公共団体向けご案内

当ご案内は、新年度のスポーツ安全保険の加入手続きにて、保険期間初日である4月1日からの補償が必要な地方公共団体関連の団体に向けたご案内となります。

4月1日から補償を開始させるには・・・

保険期間初日の4月1日より補償を開始するには、掛金の払込みを含めた加入手続きを、その前日の3月31日までに実施する必要があります。



4月1日から補償開始させたいけれど、新年度予算からの執行なので、4月1日以降でないと掛金の支払いが行えない。

この様なお声を地方公共団体のご担当者より頂きます。



下記の条件を満たす団体は、年度当初のお手続きにて掛金の支払いの猶予を受けることができます。

支払猶予特約とは

保険年度初日（4月1日）より補償を開始するにあたって、所定の加入手続きのうち、掛金の払込みのみを4月10日まで猶予する制度です。

支払猶予特約の適用を受けることができる団体

地方公共団体の支出を受ける場合に限定

以下の条件をいずれも満たす団体が対象となります。

- ① 掛金の一部または全部について地方公共団体の支出を受ける。
- ② 新年度予算からの執行のため、4月1日以降でないと支出が行えない。

※ 地方公共団体の会計から支出される場合に限ります。公設学童保育団体等がサービス受益者から掛金を徴収するものの、歳入に組入れずに直接支出する場合には、支払猶予特約の適用を受けることはできません。

支払猶予特約の適用を受けるには

事前申請 要

支払猶予特約の適用を受けて年度当初の加入手続きを行う場合には、発行された会員IDに対しスポーツ安全協会にて設定作業が必要です。

「スポあんネット」の「新規会員登録」にて会員IDの発行を受けてから、申請書（当ご案内P.4）をご提出ください。

※ 当申請は会員IDにつき1度ご申請をいただければ、以降の年度の加入についても「支払猶予特約」での加入が可能です。

支払猶予特約での加入手続き

3月31日までに加入依頼 & 4月10日までに掛金支払い

支払猶予特約が利用できる会員IDを利用して以下の手続きを完了することにより、保険期間初日の4月1日から補償が開始します。

- ① 保険期間開始前の3月31日までに、「スポあんネット」において「支払猶予特約で申込む（注）」を選択のうえ加入手続きを実施する。
- ② 当該申込みの掛金について、4月10日までに支払いを実施する。

注：「支払猶予特約で申込む」ボタンは、団体員名簿を入力後の後続画面で表示されます。

※ 上記①②の手続きが完了しませんと4月1日からの補償がされませんのでご注意ください。

スポあんネットでの加入手続き時に発行される請求書（見本）

請求書は必要に応じて、スポあんネットでの加入申込みの際に印刷をいただきます。

加入依頼時に「スポあんネット」に登録の団体名が宛名となります。

会計上、宛名の指定がある場合には、事前に各種変更より団体名を変更してください。

(例1) 市長名とする場合 団体名：〇〇市長山田太郎（放課後児童クラブ事業）

(例2) 部局名とする場合 団体名：〇〇市〇〇課（放課後児童クラブ事業）

※いずれの場合も団体を明確にするため、事業名等を（）で補記頂くようご協力をお願いいたします。

No. 請25-1234567

2026年03月22日

請求書

〇×市放課後児童クラブ 様

2026年度スポーツ安全保険への加入依頼手続きをいただき有難うござ
います。

公益財団法人 スポーツ安全協会

見本

〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11

下記のとおり掛金等を所定の期日までに指定された払込方法にてお支
払いください。

会長 布村幸彦

見本

お支払期日：2026年03月31日

ご請求額：288,360円（税込み）

登録番号：T7010405010611

適用	単価	数量	金額(税込み)
スポーツ安全保険掛金 加入依頼番号：50000110026			
A1区分	800円	352名	281,600円
AW区分	1,450円	0名	0円
C区分	2,000円	0名	0円
CW区分	5,000円	0名	0円
B区分	1,200円	0名	0円
BW区分	5,000円	0名	0円
A2区分	800円	8名	6,400円
D区分	11,000円	0名	0円
システム利用料	360円	1件	360円
合計	288,360円（消費税360円）		
10%対象(※)	3,960円（消費税360円）		
非課税対象	284,400円		

※システム利用料及び1名あたりの掛金に含まれている制度運用費（税込み10円）が課税対象となります。

払込方法

セブンイレブン

払込票番号：7201234567890

加入手続き時に選択した支払方法によって、以下の情報が表記されます。

コンビニエンスストア、Pay-easy： 支払いに必要な番号

銀行振込み（要事前申請）： 振込先銀行（三菱UFJ銀行）、口座番号、口座名義

会員 ID 設定変更（銀行振込・支払猶予特約の適用）申請書

申請日： 令和 年 月 日

公益財団法人 スポーツ安全協会 御中

スポあんネット（以下「当システム」）からのスポーツ安全保険の加入手続きに際し、以下のとおり申請いたします。

① 当システムにおける会員登録情報（必須）

※当システムにて「新規会員登録」手続きを行ない、会員 ID の発行を受けたうえでご申請ください。

会員 ID	— ※ 5 文字 - 5 文字 - 5 文字のアルファベット、数字
団体名	—
代表者氏名	—

② ご申請の担当者情報（必須）

所属機関・部署	—
氏名	—
電話番号	—

③ 銀行振込に関するご申請（希望がある場合、チェックをお願いします。）

銀行振込希望	<input type="checkbox"/> コンビニ（現金）、Pay-easy での払込みが行なえないため銀行振込を希望
書面での債権者登録の要否	当申請の処理が完了したら、お振込先の当協会 三菱 UFJ 銀行の口座情報（支店名、口座番号、口座名義等）をご登録のメールアドレス宛にご案内いたします。 債権者登録が必要な場合には、お送りするメールに記載の口座情報をご登録ください。 なお、書面での登録が必要な場合には、以下にチェックのうえ、 <u>当申請書とともに債権者登録様式もお送りください。</u> <input checked="" type="checkbox"/> 所定様式での債権者登録手続きが必要 【ご注意】 会員 ID ごとに振込先口座は個別に異なるものが割当てられます。 既に別事業等で「スポあんネット」を利用し債権者登録が行われている場合であっても、今回の申請によって割り当てられる口座情報は異なるものとなりますので別途債権者登録が必要です。 会員 ID ごとに割り当てられた口座へのご入金をお願いいたします。

④ 支払猶予特約に関するご申請（希望がある場合、チェックをお願いします。）

支払猶予特約の適用希望（当ご案内 P.2）	<input type="checkbox"/> 4月1日からの補償が必要であるが、4月1日以降でないと支出できないため、支払猶予特約の適用を希望 ※当協会での設定作業の完了が令和8年4月1日以降となる場合には、令和9年度以降の加入手続きより適用されます。
-----------------------	---

ご提出方法 令和8年4月1日より補償が必要な場合には3月25日（水）までにご提出ください。

FAX: 03-5510-0020（添付書類がある場合には郵送にてお願いします。）

郵送: 〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11 西新橋光和ビル8階（公財）スポーツ安全協会 地方公共団体担当宛

3月26日以降にご提出の場合、当協会での設定作業が3月中の加入手続きに間に合わない可能性があります。

当協会での設定処理が完了しましたら、当システムにご登録のメールアドレスに対してその旨をご連絡いたします。